

社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第1回）

平成23年1月21日（金）

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます（事務局）でございます。よろしくお願いいたします。

本委員会は、河川・ダム事業の予算化について審議していただく場といたしまして、昨年10月29日に開催されました第42回社会資本整備審議会河川分科会におきまして設置されたものでございます。

当委員会の委員長につきましては、河川分科会会長の指名により委員が務めることになっております。

それでは、開催に当たりまして、（事務局）よりごあいさつ申し上げます。

【事務局】 おはようございます。本日は社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、本日は第1回目ということでございまして、皆様お忙しい中、本委員会の委員を引き受けていただき、まことにありがとうございます。

国土交通省では、公共事業の効率性、そして、その実施過程の透明性の向上を図るために、これまで新規事業採択時評価を実施してまいりました。この間こういった事業の評価というものをより強化していこうということで、いくつかの取り組みあるいは体制の整備を行ってまいりました。平成21年12月に公共事業の進め方の透明性の一層の向上を図るために、新規事業採択時の強化を図るということで事前評価を充実し、これを受けまして、河川事業につきましては、昨年の河川分科会で第三者からの意見を伺う場ということで、河川分科会の下にこの事業評価小委員会を設置することとなっております。

そういう意味で、事業評価というものを事前あるいは計画段階、代替案の評価等、いろんな視点からしっかりと評価していただくということが趣旨でございます。そういう意味で、本日は計画段階評価につきましては、新規採択事業評価の前年度までに実施することとされていますが、これは平成23年度の新規事業につきましては、経過措置として新規採択時評価とあわせて実施することとしてございます。

そのため、本日、4件の新規事業の採択候補につきまして、新規事業採択時評価と計画

段階評価の2つをあわせて、ご意見を伺うこととしております。委員の皆様方にはそういった意味での評価ということをお願いをしておりますので、本日私どもが説明させていただきます4件につきましてご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

【事務局】 続きまして、本委員会の委員の方々をご紹介します。まず委員長でございます。

【委員長】 でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 です。

【事務局】 委員でございます。

【委員】 と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 なお、委員におかれましては、ご都合により本日は欠席されております。

次に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。資料の目次も配付させていただいておりますが、資料1から5、それから、参考資料1 - 1、1 - 2、2 - 1、2 - 2、2 - 3、それから、3、4、5を配らせていただいております。

資料はございますでしょうか。もし不備がございましたら事務局にお申し付けいただきたいと思います。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条第1項に基づきまして、事業評価小委員会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 でございます。お忙しいところお集まりいただきまして、皆様ありがとうございます。河川分科会会長よりご指名いただき、私が事業評価小委員会の委員長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

全く新しい試みで、公共事業の透明性を高めるという大事な仕事を依頼いただいたわけですけれども、 分科会長と相談の上、皆様方にご協力いただいて、この職務をしっかりと務めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、当委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきたいと思います。

お手元の参考資料、1 - 1 及び 1 - 2 をご覧いただきたいのですが、当小委員会の会議及び議事録につきましては、社会資本整備審議会運営規則第7条及び社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条に基づき、公開することといたしますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、平成23年度予算に係る新規事業の計画段階評価及び新規事業採択時評価の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1、「事業評価について」の資料を用いまして説明させていただきます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まずこれは国土交通省全体の政策評価の方式、手段を示しておりますが、現段階では政策に関するもの、あるいは個別事業に関するもの、あるいは規制に関するもの等、全部で7つの項目で評価を行っております。

このうち個別公共事業評価につきましては、計画段階、新規の段階、それから、事業途中の段階、完了後の段階とございますが、今日はこのうち赤い点線と、それから、赤い実線で振っております計画段階評価と新規事業採択時評価、この2つについてご審議いただきたいと考えております。

このうち計画段階評価は、現在試行段階ということですので点線でくくっております。

次に2ページをお願いいたします。

近年、この公共事業評価につきましては、公共事業の効率性、それから、実施過程の透

明性の一層の向上ということで充実強化されております。その概要でございますが、2ページの右でございます。「新たな取り組み」というのを実施してきております。

1つ目は、特に都道府県・政令市への意見聴取の導入ということで、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市から意見を聴くこととしております。

それから、2点目は、第三者による事前審査の充実ということで、直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととなっております。これが本日の委員会でございます。

それから、3つ目が国会の審議へ資するための取り組みということで、1月末までを目途に新規事業採択時評価及び再評価を実施して、評価結果を公表することとしております。

それから、4つ目は再評価実施時期の短縮ということで、直轄事業等に関する実施サイクルを、これは原則でございますが、5年から3年にしております。

次に3ページをお願いいたします。

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるということで、計画段階での事業評価制度について現在試行がなされております。3ページの右のほうでございますが、「政策目標評価型事業評価の一般的な流れ」と書いておりますが、まず計画段階におきまして、課題の把握・原因分析、それから、目標の明確化、代替案の比較ということで、新規事業採択時評価の前に原則として代替案の比較をして、対応方針を決定し、その後に新規事業採択時評価を行います。事業化後は事業実施途中の段階で再評価を行い、最終的に事業完了後に事後評価を行う。こういったスキームになっております。

4ページをお願いしたいと思います。

「計画段階評価の基本的枠組み」と書いておりますが、評価の対象といたしましては、維持・管理の事業、それから、災害復旧事業等以外の直轄事業等としております。

まず評価の時期は、原則として、4ページの右の表に書いておりますように、「新規事業採択時評価の前年度まで」となっておりますが、ただ、現在、始まったばかりということと、試行段階ということでございまして、4ページの左下にございますように、「平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施」ということになっておりまして、本日ご審議いただくわけでございます。

それから次に5ページでございます。

これも先ほど冒頭で申し上げましたとおり、10月29日の社会資本整備審議会河川分科会において、河川分科会の下に事業評価小委員会の設置が認められたところでござい

して、本委員会において新規事業採択時評価と併せて、計画段階評価についてもご審議いただくこととしております。

6ページをお願いいたします。

次に、新規事業採択時評価のスケジュール等を示しておりますが、まず、ダム事業等、個別箇所で予算措置を公表する事業につきましては、概算要求前に行うこととしております。それ以外の一般的な事業、例えば河川改修等の事業につきましては、政府予算案の決定後、1月末までを目途にこの新規事業採択時評価を行うこととしております。

それから、7ページでございます。

新規事業採択時評価の評価項目、これは後ほど個別箇所についてご説明させていただきますが、災害発生時の影響、過去の災害実績、災害発生の危険度、費用対効果分析等、約11の項目にわたって評価することになっております。

それから、環境整備に係る事業は、これ以外に河川環境を取り巻く状況や、河川、ダム湖の利用状況等についても評価することとなっております。

事業評価の全体像は以上でございます。

【事務局】 でございますけれども、私のほうから新規事業採択時評価、個別につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2でございます。開けていただきまして1ページ目のところに河川改修事業全体の事業体系を示しております。今回の新規事業、4カ所ございますが、その事業といたしましては、総合内水緊急対策事業と特定構造物改築事業でございます。

2ページをお開けいただきまして、4カ所の場所を示しております。赤のところは総合内水緊急対策事業、オレンジ色のところが特定構造物改築事業でございます。

3ページのところをお開けいただきたいと思います。それぞれの事業がどういった事業かということにつきまして、まずご説明をいたします。

特定構造物改築事業でございますが、これは大規模構造物の改築を行い機能回復を行うというものでございます。

採択要件といたしまして、対応年数を超過して老朽化が著しい。そして、河川の計画に整合したものである。全体事業費10億円以上というのが要件になっております。昭和60年度から実施している事業でございます。

今回、具体の箇所といたしまして、次の4ページでございますが、まず、設置・更新後30年以上経過している排水機場・水門等が全体で435施設ございます。その中で老朽

化が著しく、そして、抜本的な対策が必要なものが12施設。これは排水機場が11、水門が1ということでございますが、その中で排水機場について、経過年数、近年の大規模な故障の実績、故障の回数、そして、稼働時間の長さ、そういったものから山形県の最上川水系の大旦川排水機場、設置38年経過しておりますが、これを新規事業箇所ということで候補として考えているものでございます。

一方、水門につきましては、老朽化の程度、支川の改修と整合した緊急的改築の必要性から、鹿児島県大隅半島の肝属川の甫木水門、設置42年を経過いたしておりますが、これを選定いたしております。

次の5ページをお開けいただきたいと思います。

総合内水緊急対策事業についてでございます。これは地方公共団体等が実施いたします土地利用規制、例えば条例等で災害危険区域を設定して建築制限をする。そういう流域の対策と河川管理者が行う河道の整備、排水施設の機能向上対策と、こういったものを重層的に実施する事業でございます。

採択要件は、おおむね5年間で事業完了するもので、内水による床上浸水被害防止、これが家屋として50戸以上であること。そして、ハード対策とソフト対策、これを一体的に推進する総合内水対策計画を策定することとなっております。平成21年度から実施している事業でございます。

今回の箇所でございますが、次の6ページをお開けいただきたいと思います。

近年、10年間で内水による浸水被害が2回以上発生し、その浸水被害戸数が多いところで、早期に対策が必要な河川が17河川ございます。その中で、先ほど申し上げました土地利用規制等の総合内水対策計画が策定され、地域の協力体制が構築されている箇所ということで、静岡県狩野川水系の函南観音川、徳島県の吉野川水系ほたる川、この2箇所を選定いたしております。

ここまでが全体的な概要でございますが、個別箇所について詳しくご説明させていただきます。

7ページ以降でございます。

まず最上川の上流、特定構造物改築事業の大旦川排水機場でございます。

8ページに全体的な概要を示しておりますが、場所は山形県村山市でございますが、最上川の支川の大旦川が最上川に合流するところの大旦川排水機場、赤で示しておりますが、ここのポンプの更新というものでございます。

次の9ページをお開けいただきたいと思います。

この排水機場でございますが、老朽化が著しい。38年経過いたしております、劣化が激しく、さらにポンプの故障が頻発をいたしております。さらに稼働の時間、稼働実績も多いというものでございまして、そのポンプの更新を行うものでございます。

達成目標を右に書いておりますが、大旦川の排水機能保持を含めて、10年に1回発生し得る洪水に対して浸水被害を軽減するという達成目標でございます。グラフで示しておりますが、そのポンプと流域対策とあわせましてその浸水被害をなくすというものでございます。

次の10ページでございますが、計画段階評価の中で代替案の3つについて比較しております。ポンプ単独、今回のポンプ更新と流域対策、さらには流域対策と調整地と、こういった3つの代替案を比較しています。真ん中のポンプ更新＋流域対策というのが適切ということで選定をしているわけでございます。

続きまして11ページ、この事業の新規事業採択時評価でございます。

事業概要でございますが、排水機場の改築ということで、10m³/sのポンプの更新を行うものです。全体の事業費が24.2億円、事業期間が23年度から26年度までの4年間ということでございます。

右に点線で囲っております採択要件について先ほどご説明をいたしました、いずれも採択要件を満足いたしております。

次、13ページをお開けいただきたいと思います。

この事業に対しまして、地方自治体の意見を聴くということになっており、地方負担をする山形県知事からは事業の予算化について了解をいただいております。知事の意見を右のほうに示していますが、治水対策に非常に重要な役割を果たす必要不可欠な施設と認識しているので早期の事業完成をお願いするという意見をいただいているものでございます。

次、15ページをお開けいただきたいと思います。

費用対効果と整備効果でございます。この事業のB/Cは6.8、整備効果につきましては、先程の説明と重複をいたしますけれども、このポンプと流域対策を実施することによりまして、10年に1回程度の洪水、これは昭和44年8月洪水でございますけれども、それに対する浸水被害をなくすという効果がございます。

以上が最上川の大旦川の事業でございます。

続きまして、17ページでございます。同様に説明をさせていただきますが、肝属川の

特定構造物改築事業の甫木水門でございます。

18ページのところでございますが、まず計画段階評価ということで概要等をまとめております。場所は鹿児島県大隅半島でございますが、そこを流れます肝属川、その肝属川に合流をいたします支川の甫木川の水門ということで、赤で示しているものでございます。

19ページをお開けいただきますと、この水門でございますが、昭和43年に設置して42年経過し、ひび割れやコンクリートと剥離などの老朽化が進行いたしております。

甫木川は鹿児島県が管理する河川でございますけれども、県におきまして平成27年を目標として甫木川の改修工事、これは流下能力を $45\text{ m}^3/\text{s}$ から $125\text{ m}^3/\text{s}$ に上げる工事でございますが、この工事が27年に完成するというところで、これに合わせた甫木水門の改築を行うというものでございます。

具体的な達成目標ということで、おおむね10年に1回の洪水に対しまして、家屋の浸水被害を解消するというところでグラフに示しておりますが、こういった目標でこの改築を行うということでございます。

20ページでございますが、代替案の比較ということで、案1の水門改築、案2のバック堤、案3の遊水地ということで、3案を比較し、実現性、事業費等の観点から水門の改築案、案1でございますが、これが適切ということで選定をしているものでございます。

これにつきましての新規事業採択時評価、21ページ以降でございます。

事業の概要、重複いたしますが、甫木水門の改築ということで、 $125\text{ m}^3/\text{s}$ 対応の水門をつくる。事業費17億円、事業期間が平成23年度から平成27年度までの5年間というものでございます。

採択基準につきましては、いずれも満足しております。

この事業に対し地方負担をする鹿児島県知事の意見を聴いておりますが、事業の予算化について了解し、意見といたしまして、河川改修と合わせて改築するというところで、浸水被害の軽減が図られるということで新規採択をお願いしたいということでございます。

25ページをお開けいただきたいと思っております。

費用対効果分析でございますが、B/Cはこの水門改修の単独で1.3、甫木川の河川の改修と一体的に評価すると3.1ということでございます。整備効果は、10年に1回程度の洪水に対して浸水被害をなくすというものでございます。

以上が肝属川の甫木水門についてでございます。

続きまして、総合内水緊急対策事業の2つの事業について説明をいたします。

狩野川水系の総合内水緊急対策事業でございます。28ページに計画段階評価を示しております。場所でございますが、静岡県の伊豆半島、狩野川の支川の函南観音川、その排水機場でポンプを増設するというのが今回の事業でございます。

次の29ページをお開けいただきたいと思っております。

具体的な達成目標は、平成10年8月洪水、おおむね10分の1の規模の洪水ですが、その規模の洪水による床上浸水被害を解消するというもので、76戸の浸水被害を解消するというところでございます。

代替案の比較ということで、30ページでございます。

ポンプ単独案、ポンプの増設と流域対策案、そして、流域対策案ということで比較をいたしております。

各項目から総合的に事業費の観点も含めて、ポンプ増設＋流域対策案が妥当ということで選定いたしております。

これにつきましての新規事業採択時評価が31ページ以降でございます。

事業の概要は、排水機場のポンプの増設ということで、 $3.2 \text{ m}^3 / \text{s}$ の増設でございます。全体事業費8.7億円、事業期間は平成23年度から平成26年度の4年間ということでございます。

採択要件はいずれも満足いたしております。

この事業に対しましての地方負担をする静岡県知事からの意見ということで、事業の予算化については了承ということでございます。そして、この事業は、重要かつ効果的な事業で、確実に事業が採択されて、着実な事業の推進をお願いするという意見でございます。

34ページをお開けいただきまして、総合内水対策計画を策定するというところで、県、市町、国で協議会をつくって、ここでは大場川左岸下流域豪雨災害対策アクションプランというふうに申しておりますけれども、そういう総合内水対策計画をつくって推進しているところでございます。

費用対効果等でございますが、B/Cは4.6、このポンプの増設によります効果は、床上浸水を解消するというものでございます。以上が狩野川でございます。

最後になりますが、吉野川の総合内水緊急対策事業につきましてご説明をいたします。38ページをお開けいただきたいと思っております。

場所は四国、徳島県を流れます吉野川、その支川にほたる川というのでございます。そのほたる川樋門のポンプの新設を行うというものでございます。

次の39ページをお開けいただきたいと思います。

達成目標ですが、おおむね10年に1回の規模の洪水に対しまして、床上浸水被害を解消するというものでございます。

40ページに代替案比較を行っております。ポンプ単独案、ポンプ+流域対策案、そして流域対策案というものでございます。

各項目の評価をいたしまして、実現性、社会への影響、そして、事業費等の観点から総合的にポンプ+流域対策案による対策が妥当ということで選定いたしております。

これに対します新規事業採択時評価ですが、次の41ページ以降でございます。

事業概要は、排水機場、ポンプの新設ということで10m³/sのポンプでございます。全体事業費18億円、事業期間が平成23年度から平成26年度までの4年間ということでございます。

採択要件について、いずれも満足いたしております。

42ページにこの事業に対して地方負担をする徳島県知事からの意見ということでございます。この事業の予算化について了解ということで、平成23年度の新規事業として予算化し、整備の促進をお願いするというものでございます。

次の43ページをお開けいただきたいと思います。

徳島県、吉野川市、そして、国土交通省を入れた協議会を設置して、昨年8月にほたる川総合内水対策計画を策定いたしております。

44ページでございます。

費用対効果の分析でございますが、B/Cは1.3、整備の効果は家屋の床上浸水63戸を含め全体で89戸の浸水被害の軽減効果ということでございます。

以上、説明させていただきました。

【委員長】 はい。ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いしたいのですが、この制度もできたばかりで、第1回目の委員会ではなかなかどこから議論したらいいのかというのがわかりにくいと思われるので、いくつかに分けて議論いただければと思います。

一番最初にお話しいただきました事業評価について、資料1がございましたね。河川事業について1ページを開いてみていただくと、計画段階から評価する方向性ですが、今回は初回ですので、計画段階の評価は試行的に行い、新規事業採択時の評価になります。

あとからお話がありましたように、4件の事業がありましたけれども、最終的には今日、

この委員会で、この4事業を予算化することが妥当かどうかということの判断に至るわけですので、そういうことをお考えいただきながら、まず仕組みのお話です。

そして、次のページを見ていただきますと、一番最初に都道府県・政令市への意見聴取、各事業について確認されたと思いますが、そのことが重要なことと、もう1つは、次のページを見ていただきますと、政策目標評価型事業評価が導入され、計画段階から政策に応じて事業が採択されるような形になっています。そして今回、新規事業として採択時の評価をするという、そういう流れの中で見ていただきたいということでございます。

それから、一番最後の6ページのほうにはスケジュールのところですが、今日は河川事業ですが、12月に政府予算案が決定した後、1月に新規事業採択時評価という流れになっています。

それから、個別の事業については、7ページ目に評価項目が、チェックリストがついています。各事業についてこれを全部ご説明いただきましたが、これらが妥当かどうかを見ていただければ4事業の妥当性というものを評価できるかと思います。

それから、今回の対象に上がっている事業ですけれども、資料2の1ページを見ていただきますと、さまざまな河川事業がある中で、黄色く塗ってある総合内水緊急対策事業が2件、それから、特定構造物改築事業が2件ございます。それぞれ目的とか要件が違っていますので、この2件ずつを一緒に議論いただこうかと思っています。

そういうことで、そのときまた少し追加でお話ししますけれども、今日の段取りとしましては、まず事業評価制度についてご質問とかご意見とかございましたらお話しいただいて、その後、個別の事業についてご説明いただいたことについて議論して、最終的に4件の事業の予算化の妥当性について判断いただこうかと思っています。

皆さん、ご意見いただければと。はい。どうぞ。

【委員】 2件。1つは従来、国が何かやるときには自治体によく相談もなく、自治体の了解もなく物事が進められているという議論があちこちでされていて、今もまだそういうことがかなりあると思うのですけれども、今回のようにちゃんと知事あるいは政令指定都市の長がこの内容に納得したということをしかり表明されるというのは非常にいいことで、これについてはこういうシステムになったということ自治体のレベルでも、地域の住民にしかり表明するよという誘導をぜひしていただきたい。誤解はなかなか解けないので。

それからもう1つ、段取りについて。県知事への意見聴取で、1月6日から14日、今

回はこの本年に限ってのこの期間ということだろうと思うのですが、こんなに短くていいのかという議論はあるかと思うので、これをどうするかというお話を聞きたい。

お願いします。

【委員長】 それではよろしくをお願いします。

【事務局】 はい。まず前段のお話につきましては、できるだけ周知に努めたいと思っております。

それから、後段の話なのですが、これは予算の仕組み上、政府予算が決定しないと新規のご提示ができないんですね。一方で、国会の審議に資するという前提条件もございますので、どうしても、この非常に短い期間になってしまいます。もう1つはこの第三者委員会の意見を聴くという制約条件から非常に都道府県にとっては短い期間で恐縮ですけれども、こういった設定にせざるを得ないということでございます。

ただ、予算要求の段階からさまざまな形で都道府県と意見交換をしておりますので、できるだけ都道府県の意向というのは平素から把握しているつもりではございますが、より一層そういったものを充実していきたいと考えております。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【委員長】 よろしいでしょうか。今後、計画段階の評価を行うときには具体的にどの段階、どのタイミングを考えられているのでしょうか。

【事務局】 計画段階評価につきましては、お手元、参考資料2 - 3の4ページのところでございます。これは経過措置でございまして、まだこれは試行でございますので、23年度はどうしても新規事業採択時評価と併せて実施せざるを得ません。それから、24、25年度につきましても、新規採択時評価を実施する直轄事業のうち、計画段階評価の対象とする事業については、計画段階評価を新規事業採択時評価と併せて実施することができるものとするということですので、24、25年度につきましても同時に実施することもあり得るかというふうに考えております。

【委員長】 本来なら、政府予算案の決定後では計画段階としては入りにくいし、予算案を決定していないと議論ができないこともあって、どのように計画段階の議論をしたらいいのか。そこを少しこれから詰めておいてもらわないといけないですね。今回は試行で現時点で新規事業採択時評価と併せてやったらいいんですけども。

【事務局】 今後、この計画段階評価をどうしていくのかというのは試行してみて、その結果を踏まえてまた仕組み自体も場合によっては固まっていくのかなと考えております。

【委員長】　そうですね。計画段階が前倒しできて、そのときにも　委員がおっしゃったように、都道府県あるいは政令市ときちっとコンタクトされるということが非常に重要だというご意見だったと思います。よろしくお願いします。

それでは、　委員。

【委員】　教えてください。1ページ目に再評価と完了後の事業評価というところがあるのですが、これは実際にどのように、また、どこがすることになるのか教えてください。

【事務局】　まず再評価につきましては、直轄事業の場合、各地方整備局等に事業評価監視委員会というのがございまして、そこで、2ページの右下にございますように、各事業ごとに定期的に事業の内容のチェックをしていただいています。その結果を踏まえて実際の予算措置もしているということでございます。完了後の事後評価につきましても、地方整備局で実施することとしております。

【委員長】　そうすると、新規事業採択時評価をパスすると、ここのタスクからはもうおりてしまうということですね。

【事務局】　はい。各地方整備局に事業評価監視委員会がございまして、そこでご審議をしていただくということです。

【委員長】　そこでやるということですね。よろしいでしょうか。

【委員】　はい。ありがとうございます。

【委員長】　では、　委員、お願いします。

【委員】　この評価についてなんですけれども、効率性の検証ですとか、透明性ということは非常に確保できるシステムで、わかりやすいなと思って説明を聞かせていただきました。あと、この流域対策を同時にということで、該当地域の住民の方々や自治体の満足は高いものになるのだろうというふうに説明を伺って、承知をしました。

今言われた世間がすごく欲しいと思っている情報というのは、やっぱりこの事業の必要性への説得材料みたいなところが多々ありまして、該当のところはもう満足度はすごくあると思うのですが、外から見てどうかというときに、例えばですけれども、今10年ぐらいで本当にたくさんの該当地域は、洪水ですとか、いろんな内水問題が起きていて、これに対する想定されるリスクがこんなにあるということの数値が出せれば、例えば、ポンプが壊れて修理を続けて、使い続けていると、実はこんなに修理代もかかって、不都合の経済活動もとまって、こんなふうな不都合があるみたいなことを。今は透明性ということで、現実性のある数値だけが出されて、非常に丁寧で誠実な感じが出ていると思うのですが、

想定されるリスクというのはやっぱり、よくこんなにありますよということが数値で。一定のところとか、やっぱりきちんとした検証は必要だと思います。それがあればそれを軽減するためにやっぱり緊急のことでこういう事業がなされ、また、これまでの事業というのは複合的な視点がちょっと欠けるところがあったかもしれないんですけども、新たに流域対策と連携でこういうふうなことをとりますという総括をして、新たな事業への理解ということが高まるかなと思うところがありましたので、感想的なことですけども、そういう資料がもし出せるのであれば、この資料に入れるか、プレス発表とかそういうときに入れるかという問題があると思うのですけれども、ご検討いただければと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。具体的には総合内水緊急対策事業と特定構造物改築事業のところでもう少し詳しい説明をいただくことにしましょうか。

今この資料2のほうの1ページ目の2つの事業がたまたま今回の対象事業として上がってきているのですけれども、それ以外にも出てくる可能性はあるのでしょうか。

【事務局】 平成23年度はこの4事業ということになるわけでございますが。

【委員長】 いやいや、その種類。カテゴリーとして総合内水緊急対策事業というカテゴリーと、特定構造物改築事業以外のこの1ページ目にまとめられた河川事業のほかの事業というのも当然出てくるわけですね。

【事務局】 ええ。それは今後出てきます。例えば土地利用一体型水防災事業というものもありますけれども、今回はないですが、今後は出てくるものもあるということでございます。

【委員長】 はい。では、個別事業の議論のときに、もう1度リスクの考え方とベネフィットの考え方と、それから、維持・管理、補修の話と改築の判断をどうするのかというところについて少し、今の委員の質問に対して答えていただくことにしましょう。あとからその個別のところをお願いします。

制度のところでは何か。では、委員、お願いします。

【委員】 大体仕組みは理解したのですが、要は、この計画段階の評価についていくつかのポイントがあると思うんですね。1つは先ほどから議論に出ている地元の自治体の合意がとれているかどうか。それが1つ。それからもう1つは、代替案評価で、どの代替案に絞り込むかという議論をこの委員会でするのかどうか。もしそうであれば案件によっては相当議論が重たくなると思いますので、合意が形成されるまで大分時間がかかる可能性もでてきます。今日、計画段階評価を議論するときには、計画の目標から代替案の評価に

至る一連の流れ、そこがきちつとつながれているかどうか。そこを検討していくのがひとつ大きな課題になっていくと思います。

4 ページの表の中で、表現の問題なのですが、計画段階評価の実施時期は、「新規事業採択時評価の前年度まで」となっています。おそらくこのとおりなのだけれども、むしろ議論としては計画段階の評価が決まって、翌年から新規事業採択の評価ができると言ったほうが本当は実態に合っている。しかし、表現が難しいからこういう書き方をされている、と理解させていただいていいですね。

それから、もう1つ、「評価の対象」のところに「維持・管理に係る事業」とありますが、これは除くのですね。

【事務局】 はい。除きます。

【委員】 除くのですね。そして、今日出てきた2つの案件は、これは新規事業として位置づけるということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 それは代替案評価をするから新規事業として位置づけるという、そういう位置づけになると理解します。それで、10億円未満の事業、いわゆる規模の小さい事業まで対象とする。評価対象として網をかぶせるということですが、10億円を超す事業は全部この委員会における評価対象となるのか、それとも代替案評価の対象となるものに限定するのか。そこはどうなのですか。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 はい。基本的にちょっと評価の単位はまちまちでございまして、このように個別の10億規模のものがあれば、河川改修につきましては、箇所では評価できなくて、やはり上下流バランスと左右岸バランスとがございまして、河川全体で評価いたします。そういう通常の河川改修については河川一本でやる、そういう事業単位でございまして。

ただ、いずれにしましても、規模の大小はございまして、維持・管理に係る事業と、それから、災害復旧等に係る事業等、要は、災害が起こって、すぐに復旧しないといけないもの、そういうもの以外は基本的にはこのスキームに乗ってくるということでございます。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【委員長】 はい。どうぞ。

【委員】 国が事業を進めると、自動的に地元自治体からお金を取っちゃうというものがこれにかかるのかなと思っていたのですが、そういうことではないのですか。だから、

国が勝手にやって、自治体に負担をかけないものについてはこれはやる必要がないという考えかなと思ったんですけど。

【事務局】 やっぱり税金の使い道を透明化していくというスキームの中で、ひとつ地方からご負担いただくということに対して説明責任を果たすという意味もございしますが、やはり税金を正しく使うという趣旨からこの制度はあると思っております。

【委員】 ちょっともう1回。重要なところなので。そうすると、自治体は一切費用負担はないのだけれども、ここにかかって、かつ自治体がぜひ進めてくれというものもあり得るということですか。

【事務局】 現段階の地方負担のものについては、維持・管理は平成23年度からはオール国費になりますが、その他のものについては地方負担をいただいております。ただ、今の民主党政権の公約の中でも直轄事業ですべて国費化というものも書かれておりますので、そうなったとしてもこの制度自体は流れるということではないと私は理解しております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 委員、先ほどの質問については大体よろしいでしょうか。この前の話について何か特にコメントを求められるところがありましたら。

【委員】 維持・補修はどこまで入ってくるのか。全部評価対象になると考えると膨大な評価量になる。

【委員長】 入らない？

【事務局】 堤防点検のための除草とか、それから、護岸のちょっとした補修みたいなものは入ってまいりませんが、ここでどこまでが維持か、改修かというのは難しいのですが、ただ、ある程度大規模なものになりますと、先ほどの特定構造物改築事業、これはちょうど改修と維持の間ぐらいですが、補修としては非常に大規模なものというもので、大規模なものについては入ってまいりますが、ほんとうに地先の小さな補修とか、それから、土砂がたまっただけで取るとか、除草みたいなものは入ってまいりません。

【委員長】 そのときにも先ほど 委員がおっしゃったように、その構造物をまだまだ、だましまし使うというタイプであればかからないのだけれども、取り替えるぐらいのところにならないと、この仕組みに乗ってこない。その判断はどうするのかというも代替案の中に入るのかということですね。しばらくだましまし使いながら、補修しなが

らやるのだったら、新規事業にならないですね。ほかのところ、新規事業に上がってこないものはだましましやっていくわけですね。そのB / C比較とか、今回の代替案比較の中ではやっておられるということになるのですか。

【事務局】 ここで挙げてきているものは、先ほども説明をいたしましたが、抜本的な改築が必要なものです。例えば点検とか、補修みたいなもので、何とかしのげるものについては、今回の中では挙げていないということでございます。

【委員長】 それは明確に区分できるものですか。

【事務局】 はい。それで区分できるよう考えております。

【委員長】 はい。他はいかがでしょう。じゃ、先に 委員から。

【委員】 この小委員会の役割というか、使命というのがまだよく見えてこないんですが、今回はたまたま4つの試行というものを示していただいたので、それぐらいならば一定の時間の中で評価できるかなという判断ができるかと思うのですが、今後すべての事業について全部ここで評価してくださいというふうになるんでしょうか。それともやっぱりこういうふうにサンプルをいくつか選んできて、それについてのご意見をというやり方なのでしょうか。どちらなのでしょう。

【委員長】 いつもどれぐらい上がってくるのかということも含めて。

【事務局】 昨今、非常に予算が厳しゅうございます。ですから、そんなに箇所数増やすというのは到底無理で、もうほとんど継続事業ばかりでして。ただ、そうは言いつつも、どうしても必要性からやらざるを得ないというところにつきましては、新規を増やしていきますが、基本的にはそんなに大きく数が出てくるということはないと思います。

【委員長】 今回のサンプルというのではなくて。

【事務局】 そうですね。

【委員長】 まさに23年度新規はこれしかない。

【事務局】 はい。

【委員長】 だから、来年以降もこれぐらいの数をこういう場で審議いただくことになっていくということでしょうか。

【事務局】 ええ。昨今、もう予算が猛烈に減ってきておりまして、ほんとうに継続事業をやるだけでも手いっぱいな状況なのですが、どうしようもない場所について要求しているということです。

【事務局】 今説明しましたように、23年度の新規はこの4つしかないわけござい

ます。ちなみに、22年度の新規事業はゼロということでございました。

【委員】 いただいた資料2の4ページに、例えばこの老朽化したものがどれだけあるかという数がありますよね。435施設あると。つまり、435から実際、今回あるいは近々、新規事業として取り組めるものを引いた残りは結局、先ほど委員長言われたように、だましましやっていくしかないということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 つまり、ものすごく深刻な事態だと思います。むしろ透明にして国民に知らせなければいけないのはそちらのほうじゃないかと思います。こんなにたくさんのが手つかずに放置されることになりまますぞということを言わなきゃいけない。そのうちたった4つ手をつけたから、やった、やったという話じゃないではないかと思います。もともとなぜ透明性の議論が出てきたかという、やっておられることがよく国民に見えない。大事なことをやっておられるのだろうけれども、その大事だよということが伝わってこない。その声にこたえなさいということだと思のですが、このやり方ではその答えにならないのではないかと、初めからすごく危惧するんですが、いかがでしょうか。

【委員長】 どなたか。 (事務局) あたりにご指名せざるを得ないですが。

【事務局】 これから老朽化してくる施設の数がかなり多くなっていくということで、そういう意味では、私どももそういったものに対しての対応というのはこれから大事になっていくという認識は持っております。ただ、一方で、予算的な制約もあって、新規事業の数が財政的な制約から絞られてきているという実態がございますので、そういった関係については、やっぱり広く知っていただくようなことが必要ではないかなと思っております。

【事務局】 まさに 先生(委員)がおっしゃっていただいたことが現状でございます。例えば、私どもは今、排水機場であるとか、それから、ゲートであるとか、そういった設備もございますし、堤防そのものの質的なものを良好な状態で確保していかなければならないということがあります。一方で、昭和40年代、50年代につくったものが相当、ある意味での耐用年数を迎えていくという時期に入ってきてまいりますので、そういったものの状況についても、おっしゃるように多くの国民の方に事実として知っていただくということはものすごく丁寧に進めていかなければならないと思っております。

そういう意味では、今日の場はこれから新たにまとまったお金を、税金を使っていくことに対する評価をしていただくということでもあります。その背景についてもできる限りご

説明させていただきますが、一方で、それを全部この場でお願いするということはなかなか難しいところもありますので、それは他の方法論、場も含めて、私どものほうで努力させていただきますと思います。

【委員長】 はい。例えば今年度であればここにとりあげられた4件の事業に予算措置するのが妥当かどうかというのがこのタスクなのですけれども、その評価に入る前に、一番最初に評価制度の仕組みについて、委員の皆様方から、質問もたくさんあるだろうと思ってご意見いただきましたけれども、今いただきました意見は重いので、河川分科会に報告する際にはこの件についてはお伝えしようと思います。

ほか、制度について特にあれば、はい。どうぞ。

【委員】 排水機場のお話のときに個別にと思っていたのですけれども、全体でお話したほうがいいかなと。費用便益分析あるいは代案提示、特に流域の対策が絡むような件について大変に危惧していることが2点ほどあります。1つはコストを考えると、直のコストだけがここに上がっているんですけど、例えば10分の1の安全度を確保するために今ポンプがあるんだけど、これを15分の1に強化するポンプ場をつくるとしますね。そうすると、コストはそのための費用が入って、便益はこれでこんなに安全になりますとなるのですけれども、よくご存じのように、低地の住民は氾濫の過半はポンプ場が助けてくれていると思っていますので、ポンプ場が強化されて何が起こるか、地価が上がるんですよ。そうすると周辺に今まで普通の家しかなかったのがお店ができ始めたりして、その場合、20分の1の雨が来ると、被害は手当をしなかったより明らかに大きくなるんですね。

そういうのは鶴見川の流域で暮らしているともう手に取るようにわかるので、そういう意味でいうと、コスト計算のときにこの対応をすると、直接経費はこれだけれども、20分の1の雨が来たときのコストはこんなに大きいですよというのも本当は提示するのが温暖化豪雨時代を迎えた河川局の責任かなと思うんですね。ちょっと難しすぎる問題かもしれませんが。

もう1つは便益の計算なんですけど、これも大変に今の費用便益比が視野の狭い便益計算をしているはずで、事例をちょっと話させてください。鶴見川に多目的遊水地というのがあるんですけど、数年前、ある自治体の議員さんたちがやってきて、こんなとんでもない施設をつくって、いくら金がかかって、これ、元をとるのにあと何回洪水がきたら済むんだというご質問があったんですね。たまたまいるんな段階でかかわっていたので、私もその

説明に対応に呼び出されたんですが、そのときに議員さん何か考え違いしていないかと。大水害が何度かあれば、この程度のものはすぐもとがとれるんだけど、そもそもこの施設が必要だったのは、この施設がないと横浜市が港北ニュータウンをつくれなかったんです。

逆に言うと、この施設があるから、港北ニュータウンができて、あそこで生産されているGDPすべて、そこから上がっている税収はすべてこの遊水地のおかげなんだから、便益に計算しなきゃいけない。でも、そんな計算していない。流域で考えるという場合には、都市計画全体で便益も考えなきゃいけない。そうしたら、河川が貢献していることというのはものすごく大きくなる。僕はやっぱり、便益計算でコストの面で、地域にあまりそう簡単にポンプ場を強化して洪水がなくなりますよと、そうじゃないんだから、それだけじゃないという質的なコストの明示もしなければいけないし、便益についてはみんなが考えているよりはるかに大きな便益を河川事業というのは提供しているんだということもしっかり見せていただきたい。どういうふうにしてやるのかはなかなか難しいですけど、ただ、そこらに出ていかないと、ちゃんと公共事業を国交省、河川局が推進していくというのはもう前へ進めない段階なんじゃないかと。流域で考えると、そういうことじゃないかなと思います。一般論ですけども。

【委員長】 はい。ありがとうございます。B/Cが主体の評価をされるんだけど、いろんな問題を含んでいるということ、特に総合内水事業とかいろんなところではさまざま、いわゆるベネフィットに含む危険性としてのコストとか、いろんなものを考えながら、地元との協議とかをやって採択されているという経緯も少し説明いただくといいんですね。個別のところではやはりそういうところは工夫されているところもあるように思いますので。

【委員】 ちょっともう1つつけ加えを。ごめんなさい。きょうはこれが言いたくて来ているところもあるので。例えば排水機場、機能強化をするのであれば、機能強化すると、10分の1についてはこんなに安全になると。ただし、そのかわり、20分の1が来たときにはかえって危険になる可能性はあるんだから、それに対応した流域対策は自治体さんがちゃんとやってね。やるのであれば、予算を使って執行するよというような、そういうやりとりが必要とっております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 排水機場を整備するに当たって、関係地方自治体も入って総合内水対策計画をつくり推進していく。ソフト・ハード一体となって進めていくということで、10分

の1だったらこうだけれども、20分の1になったらこういう状況になるので、その時はソフト的なもので対応するという事も含めて、地域の方の意識向上、さらにはそういう取り組みをやっていただくということを考えているものでございます。

【委員】 比較、代替案提示のときに特別欄というのがあって、何かそんなのが書かれていると、その専門外の人、ああ、こういうことがあるんだとわかるんじゃないですかね。

【委員長】 そうですね。表にまとめるときに、少し工夫を今後いただくということで、ポンプ場と、池の話とか上流側の流出規制であるとかいろんなものを組み合わせて代替案提示されていますので、その辺も含めた効果を明示するようにということに受けとめましょう。

【委員】 はい。

【委員長】 それじゃ、制度についてはこれぐらいにしまして、まず特構と言われている2件ですね。それについて、いわゆる構造物の老朽化に伴う改築の2件、肝属川と最上川の2件がございませけれども、いかがでしょうか。はい。

【委員】 資料の確認で10ページを教えてください。この案1はポンプ単独、案2はポンプの更新と流域対策ですね。ここで「全体事業費」と書かれているのは、ポンプ単独だと94億で、更新と流域対策なら46億となっていますが、この46億には、流域対策分も入っていると考えるとよいですか。この46億と、B/Cにかかわる事業費のほうは違いますね。その辺をご説明いただきたい。

隣のページでは、全体事業費は24.2億円となっているわけですね。ですから、最初の計画段階で考えた全体事業費とその新規対策時にかけるB/Cの全体事業費のこの違いは何ですか。これを教えていただきたいと思います。

【事務局】 2点あったかと思えます。

まず、代替案のところの全体事業費は流域対策も含めた事業費でございます。

次は、新規採択時評価の全体事業費、例えば最上川でいいますと、24.2億円になっておりますが、その後のB/Cのところでは算定しているのが23.4億円となっています。これはB/Cを算定するときに現在価値化しているということで差が出てきています。

【委員】 そうしますと、最初の46億円という事業費の中が、これがポンプ更新と流域対策の費用を含んでいる。その流域対策の費用の分は直轄分ですか。それとも、地方も含めてやるお金が入っているのか。その辺はどうなんでしょうか。

【事務局】 このポンプにつきましては直轄の事業でやりますので、国直轄の予算ということになります。流域の対策につきましては、地方自治体等がやっていくものだということでございます。

【委員】 46億円の中は地方も入っているということですか。

【事務局】 はい。

【委員】 ああ、そうですか。

【事務局】 具体的に申し上げますと、ポンプが24.2億円、流域対策が22.1億円ということでございます。

【委員】 なるほど。わかりました。先生（委員）の先ほどのお話にもかかわると思いますが、この事業というのは老朽化した特定の構造物の改築ですね。一方で、もう一つのほうは、総合的な内水で、地方も約束してお互いにやって、当初考えた安全度を確保するという話ですね。そういう約束事ができているわけですが、このポンプの更新のところで、流域対策として調整地とか、あるいはこの流域対策の中で地方にも求める流域対策というのは、この中には入ってこないのでしょうか。

【事務局】 例えば最上川の大旦川ですと、ここでも流域対策というのは入れておりますが、これは総合内水と同じなんですけれども、大旦川流域の総合的な治水対策を関係機関と協議してつくっているということございまして、流域対策をやるところについてはそういうふうなものもビルト・インされています。資料の12ページのところにその地域の協力体制ということで大旦川における総合的な治水対策を策定したということを書いているところでございます。

【委員】 わかりました。何でそんなにこだわるかということ、結局、非常に多くこれから更新していかなければならないポンプがあって、ポンプ1個でも10億ぐらいかかる。どうやって優先順位をつけるかというときに、地方がいかに努力するかという点が今回の採択要件になっていますね。その点がきちんと確認できる形でやるのが今回の新たなポイントという理解で、質問させていただきました。ありがとうございます。

【委員長】 はい。どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。では、どうぞ。

【委員】 少し制度のほうに戻りかけて申し訳ありません。資料2の6ページまではどちらかというすべてあるものの中をある程度選び出すといいですか、相対的な評価といいですか、先ほどおっしゃったように、435施設があるものの中から12施設を出して、

なおかつ、この場に4施設に絞ってきたという相対評価の話でございます。今度選ばれて、7ページ目からはこの4つの施設に関して、今度はB / Cは絶対ではないんですけども、何らかのコスト的に合っているかという評価を出されているわけですけども、どなたにお聞きしたらいいか。この委員会はこの7ページ以降のものについて、個々のものについて、プロジェクトに関して代替策とか、ここら辺の手順がしっかり踏まれているかどうかを評価する委員会なのか。435の中から今4つ選んだ。もっとほかにもあるんじゃないかと。それをちゃんと透明に評価、選んだという、どちらかという優先順位ですね。優先順位的な相対評価のことを審議する場なのか、両方とも含んでいるのか。もしも含んでいるとしますと、6ページまでの資料では、少し、先ほどの435から4つに選び出したいわゆるフィルタリングが弱い、説明責任がちょっと弱いんじゃないかなという感じをしております。

【委員長】 いかがでしょうか。

【事務局】 新規事業採択時評価の段階で、6ページの目的に書いておりますように、概念としては総合的な視点から採択優先度を決定するという部分も含まれております。

【委員長】 採択優先度ですね。この委員会の最終的なタスク、それは4件の妥当性を判断することだということでもいいですね。

【事務局】 ええ。

【委員長】 今、質問が出たのは4件に選んできたプロセスの透明性はどういう仕組みで担保されているのかということ。それについてもこの委員会はコミットしていくべきなのですかという質問です。とくに計画段階ということが入ってくると、それはそうならざるを得ないし、その辺、どういうふうな仕組みにしようかとされているのか。

【事務局】 概念としては、目的には書かれております。ただ、実態上、要領等は7ページにございますように、こういった評価項目で新規採択の箇所について評価していくということになっております。

あと、計画段階評価につきましては、そういったものについて他の代替指針はないかどうかのチェックをするということになっております。だから、この新規事業採択時評価につきましては、概念としては採択優先度を決定していくというのも含まれております。

【委員長】 そうすると、12月にこの政府予算案決定というのは、これは4件が選ばれているわけですね。いま議論になっているのはこの前の段階ですね。そこで4件に選ばれるところの話がまだ明確になっていないですね。にもかかわらず、この委員会のタスク

に計画段階の評価についても見てくださいねという話があった場合、まさにここにかかわってきますね。けれども、どれに決定するかは政府の話になるのですが、計画段階での評価はかなり荒っぽいものに、しっかり見るんだけれども、4件には絞らないで、10件とか優先順位をつけるとか、それぐらいの話になってくるのか。まだそこまで制度設計されていないのだと思いますが、見通しはそんなことだと思えばよろしいのでしょうか。

【事務局】 基本的には年末に決まった新規のものについて、今回は4件についてその妥当性を評価していただくという役割だと認識しております。

【委員長】 そうなんだけれども、計画段階をやろうと思うと、その以前の話になるので、そこを早く制度設計してもらって、提案していただいて、あるいはまた時間のあるときに委員のほうからもあるべきだという意見も言ってもらう。今日、最初にご意見いただいたのはその辺もちょっとにらんでということなんですけれども。ちょっとまだ不透明なところですが、我々としてはやはりその4件に絞って選べるところに透明性が欲しい。陳情だけで決まっているんじゃないし、科学的な判断とか何かがその前にあるべきでしょう。それでも、最後に決めるところは予算案決定というふうな話になるのですが、その前に何らかの技術的な、科学的な、あるいは透明性の確保された優先順位のつけ方みたいなものが必要な気がします。そしてひょっとしたらこの小委員会のタスクに入ってくるかもしれない。そこはまた制度設計していただいてお話しいただきましょう。

個別の案件でほかのご意見をお願いします。はい。 さん（委員）

【委員】 いや、個別のというお話でしたから、今の話の続きということで、冒頭からの説明を聞いていますと、計画段階評価の説明と、新規事業採択時評価の説明、何かその前に同じことをやっているようにどうしても聞こえてしまう。つまり、もう1つ宿題は、やはり効率的な仕事の進め方というのがあると思うんですね。これは非常に効率が悪いし、これで仕事できるんだろうかという、そういう印象を強く受けてしまうんですね。ですから、予算の効率だけを考えるんじゃなくて、やっぱり作業の効率ということを考えていただかないと、その作業にかかる予算まではここに入っていないんだと思うんですけどね。やっぱりそれは税金を無駄遣いすることにつながってしまうわけで、何より仕事が進まなくなってしまうと。それはやっぱり大変困った事態になるわけですから、そこいらもここで検討するんでしょうか。

【事務局】 いえ。

【委員】 そうじゃないですよ。

【事務局】 ちょっとよろしいでしょうか。

【委員長】 どうぞ。

【事務局】 実はこの計画段階評価、おっしゃったように概念的には一部、この新規事業採択時評価ともダブっている部分がございますので、そういったご意見を踏まえて現在、試行段階でございますので、また担当部局のほうにそういったご意見を伝えていきたいというように思います。

【委員】 少し関係していいですか。

【委員長】 どうぞ、(委員)さん。

【委員】 計画段階評価と、それから、新規事業採択時評価が必ずしも直でリンクしておく必要はないと思います。計画段階の評価というのはある程度事業の計画が成熟してきた段階で、評価の対象となる。それから、今はプロジェクトの数は少ないですから、計画段階と事業段階の評価がリンクしている可能性も高くなりますが、計画段階の評価で、リストアップされた事業の中から新規案件が選択されて、優先順位をつけてやっていくことになる。その際、予算の都合によっては、計画段階の評価が終わってから10年たっただけでも、まだ新規事業に移行できていないのも、将来現れてくるかもしれない。そういう場合、再計画評価を検討することが必要になってくるかもわかりませんが、そういうことにならんことを祈るけど。

したがって、計画段階評価で行う評価と新規事業採択時評価はやっぱり違うんですね。今回は、同じ年に評価を実施するからほとんど結果は変わりませんが、かりに3年後に新規事業を開始するとき、状況が変わってきて、事業の評価も変わってくる。そのときにはB/Cとか評価結果も多分変わってくる可能性もある。そのかわり、もう少し事業環境や技術的問題も詳細な検討をして、優先順位と合わせて新規事業採択時評価をきちっとやると、そういう流れになるんだろうと思うんですね。

これは確認何ですが、計画段階の代替案評価では、B/Cの比較をやらないんですね。今の段階の資料には、言及されていません。計画段階での評価においてはB/Cはやらないと解釈してよろしいでしょうか。ただ、これは案1、案2、案3を比較すると言われても、なかなかこの比較はしにくい。そもそもB/Cは何のためにつくられたかということを見ると、代替案を比較するためなんですね。荒っぽい数値計算になるかもわかりませんが、やはり計画段階評価の段階でも、B/Cのような数値は出したほうが私はいいのではないかなと思います。新規事業採択時評価のときにはもう少し精緻な計算をし直すとか、

そういうことが必要になってくるんじゃないかなと思います。

それから、もう1点すみません。ちょっと時間とりますが。

【委員長】 はい。どうぞ。

【委員】 今度、今この案件でのB / Cを計算されたとき、これは更新事業のB / Cなんですけど、計算シナリオとしてこれはポンプを更新しない場合は、ポンプが動かなくなるというシナリオを想定されているんですね。

【事務局】 そういうことになります。

【委員】 そういうことですね。

【事務局】 はい。ポンプによる被害軽減ということで便益を出すということです。

【委員】 はい。

【委員長】 全体評価の流れの話ですね。計画段階から新規事業採択時ということについては、ちょっとまた時間いただいて検討いただくということにして、現実には先ほど総合治水対策協議会と言われたかな。整備計画で実は代替案が評価されていて、もう既にあるものをたまたまこっち側に転記して、転載してもらってきているというふうに考えたらいいんでしょうか。

【事務局】 まず河川整備計画のお話が出ましたので、資料1の4ページの2.の部分をごらんになっていただきたいんですが、基本的に河川整備計画でその具体事業の中身が検討されている場合には、河川整備計画の決定、あるいは変更をもって計画段階の手続きが行われたとして位置付けることになっております。

【委員長】 そうですね。それがさっきの総合治水対策とかいろんなところでいろいろ代替案が比較されていて、成熟してきて、予算化されて、そして、新規事業採択時のところで計画段階を今見直しているというふうな形になるし、今後、計画段階をやられるときにも場合によっては、こうしたものを含むさまざまな仕組みを使いながらそれがリストアップされてくるというふうなことだと思います。ここへ出てくるときには若干の精査という形になるかと思いますね。

【事務局】 それぞれのところで議論されているものを今回整理をしたもので、こういったものがそのままほかのところでやられているというものではありません。議論されてきたものをでこういう形で今回取りまとめさせていただいたということです。

【委員長】 あと、その計画段階のものにB / Cの値、事業費だけが書かれていたということなんだけれども、現実には同じ効果を上げるものに対してコストで比較したという

ことで、思想的にはB / Cの流れではありませんね。

【委員】 それだったらいいんだけど、時間がたってB / Cを求めたときに、随分便益が違うかというような事例がでなかったらいいのですが。

【委員長】 そうですね。新規のときには具体的な便益の違いを気にしているということになるのでしょう。

時間内に4件の個別事業の評価を最後の結論としなければいけないので、個別事業の資料のところでは気になるところがありましたらご質問いただきたいと思います。

【委員】 これは4件ともよろしいんですか。

【委員長】 はい。4件とも。特構だけでなく、総合内水も。

【委員】 内水氾濫のほうと、その前の老朽化のほうでは、床上家屋と床下家屋の目標からいいますと、内水のほうは床下は残っておりますね。一方、ポンプのほうはゼロ、改修後はゼロになると。こちらは45戸とかそのくらいまでは残ると。先ほど委員からもあったんですけど、やっぱり45戸は残るんだよということもしっかり、もう少しアピールしたほうがよろしいかと。もしくは、45戸をもうなくすのだったら、これだけのコストがかかるということまでしないと、多分10億円単位でかけて、そのときは何か安心するんですけど、住民もまさか床下といえどもそういうものが起こるとは思わないというか、ある意味の期待があるんじゃないかと思えますね。何らかのリスクと申しますか、なかなかあらわしにくいんですけども、正しく理解してもらうためには何らかの、無理だと思っんですけどね。

それからもう1つ、便益というところからいえば、例えば35ページにしましょうか。35ページでは、便益が41億円とあるんですけど、それは床上浸水がこれだけ減ったということもあるんでしょうけど、じゃ、あとの床下の45戸まで減らそうとすれば、便益はどのくらい増えるのか。あまり増えないと思うんですね。ただし、コストはとて増えると思うんですね。そこら辺も床下までやると、そんなになるよと。床下までやると、そういうふうなB / Cがある意味で悪くなるよというようなことも出したほうがよろしいんじゃないかという、これは単なる意見でございます。

ここの評価に関しては問題と申しませんが、ないと思うんですけど、もう少し見せ方を工夫なされたほうが良いと思います。

【委員長】 説明いただくのは、特構で内水氾濫をたまたま今回の特構がポンプ場とかそういうものだったので、内水被害を防ぐという目標がありますけれども、一方、総合内

水緊急対策事業のほうとレベルが違うじゃないかという話についてです。たまたまでしょうか、それとも。その辺の説明をお願いします。

【事務局】 基本的には総合内水緊急対策事業というのは、10分の1規模の内水の床上浸水被害をなくすという目標でやっています。

特構は、ある意味では、地域の合意といいますか、歴史的な経過を含めて地域のコンセンサスを経て、こういうふうになっているということで、ちょっと色合いが違うということはあるかと思います。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 よろしいですか。せっかくですから勉強させていただくと思うんですけど、35ページの今のB/Cですが、総便益、便益、残存価値0.09、残存価値というのは一体何かと、ちょっと知らないのを教えてください。また、この総便益として計上されているものの中に、安全になると土地家屋の資産価値が上がって、そこから税金をいっばいとれるとかという要素は組み込まれているのか、いないのかというのをちょっと教えてください。

【事務局】 残存価値というのは、例えば30年なら30年という耐用年数が終わった時点で残っているその施設の価値を計上しています。

それと、便益の中では、その流域のいろいろな向上みたいなものについてはやっぱり不確定な要素もありますので、この中には見込んでおりません。

【委員】 わかりました。ちょっとすみません。これもあんまりこういう機会がないと思うので、例えばURなどの仕事が意味があるのかなのかという議論でも全く同じロジックになるんですけども、多額のお金をかけて地域が利用できるような公園とかモールとかいっばいつくる。単体として評価すると、大変な大赤字ですが、そのわきに大きな不動産会社が大規模なマンションを多く建てると、最低限の社会投資でものすごい利益を上げていて、しかし、その利益がURの仕事に還元されていない。やっぱりこういうことというのは、都市計画全体、流域の計画全体、利益もコストも計画全体の中で評価されていくべきものなので、特に自治体とのやりとりのときには、このことによってどれだけ自治体が得をするのか。逆に言うと、このことによって当座はすごく安全に見えるけど、違う外力が来たときにはとんでもないことになるんですよと、そのあたりにしっかり国として、こんなに得している、みんなが考えているよりこんなに得なんだ、実はみんなの要望どおりやるけれども、本当はこの外力が来たらもっと危険になっちゃうんだというような、そ

のあたりの今よく見えていないところをよく見せながら前に進むというのが国のこれからの行き方じゃないかなと思います。

【委員長】 はい。ありがとうございます。

では、どうぞ。

【委員】 この案の一つ一つの検証は専門的なので、なかなかちょっと私にはわからないところがありますが、数値比較をしていただいて、事前に見せていただいて4つの案を比較すると、全部結果としては全体事業費が最もかからないものに丸がついています。これは案の採用だということになっていますが、そこで項目の概要を見ると、地域社会への影響とか環境への影響というのがどうしても負の影響のことしか書かれていなくて、マイナスは出ませんとか、マイナスはこういうことなんですということですけども、そもそもプラスの影響というのも絶対あるわけで、こんな効果も、先生（委員）もおっしゃったような費用対効果というのは、やっぱり投資に対してどれだけ大きな成果が出せるかということなので、インフラで国がきちんとやってくれることというのが、わくわくするようなことがあってはいけないということは絶対ないと思うので、この計画段階の評価というのはもう少し夢があるというか、そういう文言も入っているほうが逆に信憑性がちゃんと出るというか、そういうところも感じましたし、民間企業でこういう案、A案、B案、C案をトップに上げると、早い話、どこがどうなのという一言だったり、説明しなきゃいけないときに、こんないいことがありますということの説得材料というのは一番大きいと思いますので、今後のことにもなるかもしれないですけども、影響というところはもう少し、そういう表現があるとより判断しやすく、説得力も高まるかなというふうに思いますので、お願いします。

【委員長】 はい。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 1点よろしいですか。個々のものをやはり議論しておかなきゃいけないと思うので、肝属川のものです。25ページを見ますと、25ページと15ページを比較すると、ポンプと水門ですが、最上川ではB/Cが6.8、肝属川の特定構造物改築ではB/Cが1.3です。B/Cだけで見るとこのような差があります。この1.3はどうなのかという意見もあるかと思うんですが、この評価委員会の中では評価項目というのがいくつかございました。B/Cというのはやはりいくつかある評価項目の一つであるという認識が大切なのがこの例だと思います。

この肝属川の場合、B / Cは1.3ですが、これを採択する判断には、先行して鹿児島県が支川改修をやっているわけで、その支川改修と整合性がとれる形にしなければ、その合流点で出水が詰まってしまう。だから、水門の改築を行うべきであり、この事業を採択する判断の一つにあるはずですね。ですから、先ほどの11項目ある中で、この事業採択を審議するときにはどのような視点の評価がなされたのかを明確にしておくことが大切だと思います。ともすれば、B / Cのばかりの議論になってしまいますが、議論された評価項目がよく理解されるように、この肝属川の場合は採択する理由がどこにあるのかを明確にしたいと思います。

もう1点ですが、先ほどご説明あったように、再評価あるいは完了後の事後評価というのは、地方整備局の事業評価監視委員会が行うという話ですね。ただ、その計画段階、新規事業採択の段階で、この事業評価小委員会でどんな議論があってそれが選ばれたかということが監視委員会のほうにきちんと伝わっていなければならないと思います。例えば国がやって、地方自治体がやって、両方で効果が出ますと言う議論で採択する話になったときに、何年後かの事業評価監視委員会では、直轄事業だけの評価ではなく、地方が受け持った分についても評価の関心があるべきです。当初の新規事業採択のときでは、両方進んだ形でこれだけの効果が見込めるというところでこの案を選んだわけですから、事業評価監視委員会の中でも、この点が議論できるようにしていただければと思います。

【委員長】 はい。ありがとうございます。資料1の7ページに今日、対象となったものについては、1番から11番までの評価項目があって、今、委員から言っていたように、これのどれかに優先性があるというわけではなくて、やはりこれをちゃんと満たしているかが新規採択時の評価としては非常に重要なのでしょうか。特に今のお話になると、横並びに見たときに、B / Cが小さいものが含まれているというふうなことがあります。今回の例からすると、そこはやはりきっちと肝属川の例を説明しておかないといけない。1から11までの評価項目があるんだけど、地域の協力体制であるとか、過去の被害、災害発生の危険度、そういった水系上の問題とか、そういったところを、関連事業もそうですね。その辺のどれだということをきっちと明記することが大事でしょう。B / Cが大事だ、大事だというのは多分同じ効果を上げる、同じ目標のためにいくつかの代替案を出したときにどれを選ぶか。すなわち計画段階のときは主としてB / Cで選ばれているから、事業費の小さいものが今回選ばれてきていることを確認しましたというふうなことになっているということでしょう。

それからもう1つ大事なことは、再評価が地方整備局にゆだねられることになりませんが、地方整備局の事業評価監視委員会がB/Cの議論しかしていないという状況であれば非常に問題で、新規事業採択のときの議論をしっかりと伝えるということをこの委員会からはお願いしていききたいということは非常に重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。

ほかはどうでしょうか。はい。

【委員】 私も個別のことを判断しかねるところがあるんですが、1つお願いがあります。協議会の継続性ですけれども、私は道路関係もかかわらせていただいています、地域で協議会ができて、道路がつくられることが決まった瞬間に皆さん方のモチベーションが一気に落ちてしまいがちです。道路が通った後の地域デザインを一緒にやると言ったじゃないですかみたいなところの盛り上がりがなくなるというようなところをちょっと見聞きしております。

今回の場合は、先生がおっしゃった新たなリスクということも含めて情報の共有化が協議会の中で継続的に行われることも必要ですし、それから、ちょっと道が外れるかもわからないですが、ポンプにしても水門にしても新たな資源として、いろんな方にそれを、観光資源だけではなくて教育の資源だったりとかいろんなことに活用できて、そういったPR活動とか広報活動にも協議会というのは大きくかかわっていかなくてはいけないと思います。特に国交省がメンバーに入っていらっしゃいますので、そのところはぜひよろしくお願いしますと思っております。

【事務局】 総合内水については協議会をつくって、計画をつくっているということでございますが、その計画が着実に実行されているかどうかということについても、協議会は当然存続して、内容についてフォローアップをしていくということになっております。ですから、流域対策はどういうふうに進んでいるのかも含めて、毎年フォローアップされますので、ご懸念の点についてはそういったところでやっていくということでございます。

【委員長】 はい。総合内水については、今の評価項目の地域の協力体制でそれはいいんですか。

【事務局】 はい。そういうことでございます。

【委員長】 そうですね。それを重要視して、新規事業採択時評価をしているということとを事業評価監視委員会の委員会にやはり伝えていって。

【事務局】 はい。

【委員長】 その中身は、協議会が存続して監視、フォローアップしているということだというふうなことまで事細かく再評価のときにつながっていくようにということですね。

よろしいでしょうか。どうぞ。 委員。

【委員】 1点。最初にご説明を聞いたときからずっと気になっていて、やっぱり気になって、このまま終わるのはと思いますので、あえて発言させていただきたいんですが、至るところにおおむね10分の1の洪水浸水被害の解消というのが目標であると書いていますが、そのことを理解できる人が一体国民の何パーセントいるのだろうかということを考えると、先生（委員）が再三言っておられるように、これを超える雨というのはこのごろしばしば降るわけで、その場合にどうなるかということについても何ら触れられていないというのは、やっぱり非常にこれは危険なものになると思います。過大な期待を抱いてしまうという。その過大な期待を抱かないようにするためにただし書きが必ずついていくというふうにするべきではないかなと思います。

例えば肝属川はこの10年で一番降ったときは何年と書いてありますが、実はこれに該当しないような雨も降ったことがありますよという話は書いておいてもらわないといけないと思います。あのときの雨みたいなのが降ったらこんなことになりますという、どういう表現をするかはともかく、10分の1、10分の1と書いてあって、ここに書いてあるじゃないかということで説明をしたということにならないのではないかなという危惧があるものですから、これを超えたらどうなるということに対して何らか、必ず記述されているというふうにする必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっと追加で、この機会に。

【委員長】 はい。どうぞ。

【委員】 鶴見川で浸水被害体験のある地域の方のお話を聞きますと、1メートル、2メートル、水没したところの人たちが、もう水害はないと。どうしてですかと、ポンプ場ができたから大丈夫だよと。大雨が降るとポンプ場はとまるんですよと言うと信じてくれません。それが現状です。どんどん住宅が広がっていて、その人たちが、もう水害はないよと。ポンプ場できたから大丈夫だと。いや、ほんとうにそうならきたら、鶴見川に排出できないから、あのポンプ場とまるので、皆さん、昔体験したのと同じことがまた起こるんですよと言っても、信じてくれないんですよ。

ポンプ調整というのは非常に難しいんですけども、やっぱりそういう一般市民が水害についてどういうイメージを持っているのか、それが今、どういう世論になっているのかと

いうあたりもしっかり踏まえてやらないと、10分の1という数字がひとり歩きしますと、10分の1は絶対安全と多くの市民は思うわけで、10分の1なんてすぐ降っちゃうわけですよ。10分の1をちょっと超えるぐらいだったらいいんだけど、10分の1で安全だと思って、あの地下施設をつくったり、そういう土地利用規制とリンクしていませんから、本当にすごい雨が来たときにはあのポンプもとまる、何だ、これはという世界が生じちゃうんじゃないかなという危惧をしています。そのあたりも さん(委員)のおっしゃったこと、ほんとうに重要なことなので、ぜひ国費を使って、安全を高めていくときには、裏のリスクというのをしっかり広報して、自治体の責任、地域住民の責任というのも鮮明にしてもらいたい。

【委員長】 はい。ありがとうございます。評価項目の8が不十分な場合があるという指摘です。

【委員】 そうですね。

【委員長】 チェックなどをきっちりやっていただいて、新規事業採択後の事業を進めていただくというご意見かと思います。

【委員】 5と8ということじゃないかと思いますけど。

【委員長】 そうですね。5と8はもう先ほどからも議論がありました。地域の協力体制は非常に重要だし、協議会の存続の問題の話、それから、今おっしゃったような施設完成後にも残る災害について、きちっと情報提供体制というようなことがもう少しきちっと書かれているべきかもしれませんね。評価項目として皆さんの直感の中に残ったというふうなことでお願いしたいと思います。

【委員】 だから、そういうこともぜひ最終的には、今日の4件については委員会での了承ということになるんだと思いますけど、ついてはそういうことも可能な形で付記していただいて、了承ということになるのがよろしいと思います。

【委員長】 はい。ありがとうございます。

ほかに発言ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまというか、その後だいぶ時間をかけて議論しましたが、事務局より説明のありました4事業について平成23年度に予算化することについて、妥当ということによろしくございますね。

それでは、平成23年度予算に係る新規事業採択時評価の結果は4事業とも予算化することが妥当ということにしたいと思います。ありがとうございます。

議事次第にはその他とありますが、事務局で何かご用意がありますでしょうか。

【事務局】 はい。これはご報告というか、情報のご提供ということでございますが、資料を3点ほど加えさせていただいております。

1つは資料3でございます。平成23年度の政府予算案が決定されましたので、その河川関係予算の概要というもの、パンフレットをお配りしておりますが、お時間もございませんので、1ページ、2ページがそのエッセンスとなっております。予算規模としては総額、一般会計国費で6,600億円ということで、特に今回の予算の場合、政策コンテストということで、「元気な日本復活特別枠」というものが設けられております。激甚な災害区を持った地域における再度災害の防止対策ですとか、あるいは度々発生している水害・土砂災害、こういったものに対して被害を軽減していくというものでございます。これは満額認められております。それから2ページにございますように、全般としては、維持管理、それから、災害対応・危機管理対策、予防的な治水対策、良好な河川環境の回復、ダム建設ということで、おのこの項目が一定程度認められております。

それから、4ページにございますように、対前年度で国費の伸び率は0.96ということでございます。

それから次に、資料4でございます。国土交通省全体の組織、定員の抜本的な改定と申しますか、再編というものが予定されております。2つ大きな議題がございまして、1つは国際関係の業務を強化していくということで、国際統括官というものが、これは局長級でございますが、新規に認められております。

それからもう1つは、河川局というものが、名称がなくなりまして、河川、それから、水資源、それから、下水道、こういったものが一体となって、水関係の施策を一体的、総合的に管理、推進を図っていくという、まだ仮称でございますが、水管理・防災局というのが新たに来年度設置される予定になっております。非常に大きな変化でございます。

それからあと、資料の5でございます。社会資本整備全体の中期計画でございます社会資本整備重点計画というのがございます。これについても抜本的な見直しを図るということです。しかも、個別施策とのつながりがよくわからないという指摘等ございまして、そういったものを見直しまして、わかりやすい具体目標をつくっていくということと、それに対して個別事業がどういった形で結びついているのかというのを明確化していくということ。

それからもう1つは、現行の計画はアウトカム指標に重きを置かれておりましたが、そ

れだけでは十分わからないということで、アウトプット指標も含めて国民にわかりやすくご提示していく、こういった方針が出され、現在、検討がなされているところでございます。

6ページにございますように、今後、もう既に議論が始まっておりますが、夏ごろの閣議決定を目指して、現在こういった手続が進んでおります。そのご紹介でございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

今ご説明いただいたことについて、もし何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

【委員】 局の切りかえというのは具体的にいつごろなんですか。

【事務局】 まだ時期は明示されておりませんが、4月早々では準備が間に合いませんので、抜本的なものというのは夏ごろになるのではないかというふうに考えております。相当大きな変化でございますので、そのための法令改正とかいろいろございますので。

【委員長】 ほかはいかがでしょうか。河川行政について一般的なご意見でも結構です。もしこの機会にぜひということであれば。

それでは第1回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会は以上でございます。マイクをお返しします。

【事務局】 どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後に、発言者氏名を除いてインターネットにおいて一般に公開することとさせていただきます。

以上をもちまして、社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

了